

2024年6月27日
株式会社名古屋銀行
株式会社名古屋リース
日本生命保険相互会社

名古屋銀行グループ×日本生命
「地域のサステナビリティ推進に関するパートナーシップ協定」に基づく
グリーンローンの契約締結について

株式会社名古屋銀行（頭取：藤原一朗、以下「名古屋銀行」）は、株式会社名古屋リース（社長：山本克俊、以下「名古屋リース」）と、下記のとおりグリーンローン（以下「当融資」）の契約を締結いたしましたのでお知らせします。

当融資は、環境改善効果が認められるグリーンプロジェクトを資金用途とするものであり、国際的な原則・ガイドライン^{※1}に対する適合性の評価については、日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「日本生命」）が策定したニッセイ・グリーンローン・フレームワーク^{※2}（以下「当フレームワーク」）に基づいて行われます。

なお、当フレームワークの活用については、名古屋銀行と日本生命が締結している「地域のサステナビリティ推進に関するパートナーシップ協定^{※3}」に基づいて行われ、日本生命にとって、サステナブルファイナンスに係る評価において、地域金融機関をサポートするのは、名古屋銀行が初めてとなります。当融資を契機に、サステナブルファイナンス領域において、双方の関係を強化し、協調融資を含めた取り組みを一層進めてまいります。

名古屋銀行および名古屋リースは、今後もグループ一体となり、既存のビジネスモデルに捉われない持続可能な収益機会の創出および付加価値の高いサービスを提供し、さまざまなお客さまの経営課題解決を通じて地域社会と共に未来を創造してまいります。

日本生命は、今後も地域金融機関との協調関係の強化を通じ、「活力あふれる地域社会の創出」に貢献して、「安心の多面体」としての企業グループを目指し、サステナビリティ経営の一層の高度化に取り組んでまいります。

※1 LMA (Loan Market Association)・APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)・LSTA (Loan Syndications and Trading Association) Green Loan Principles、環境省 グリーンローンガイドライン

※2 ニッセイ・グリーンローンについては、下記 URL をご参照ください。

<https://www.nissay.co.jp/news/2022/pdf/20220808.pdf>

※3 「地域のサステナビリティ推進に関するパートナーシップ協定」については、下記 URL をご参照ください。

名古屋銀行：https://www.meigin.com/release/files/20230310nissai_sustainability.pdf

日本生命：<https://www.nissay.co.jp/news/2022/pdf/20230310b.pdf>

記

- 貸付人 株式会社名古屋銀行
- 借入人 株式会社名古屋リース
- 契約締結日 2024年6月27日（木）
- 融資金額 5億円
- 資金用途 省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入資金
日本生命によるグリーン適格性の評価については、添付資料をご参照ください。

【名古屋銀行の概要】

名 称	株式会社名古屋銀行
代 表 者	取締役頭取 藤原 一朗
所 在 地	愛知県名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号
設 立 年 月	1949 年(昭和 24 年) 2 月

【名古屋リースの概要】

名 称	株式会社名古屋リース
代 表 者	代表取締役 山本 克俊
所 在 地	愛知県名古屋市中区上前津二丁目 4 番 5 号 名銀上前津ビル 3 階
設 立 年 月	1974 年(昭和 49 年) 7 月

【日本生命の概要】

名 称	日本生命保険相互会社
代 表 者	代表取締役社長 社長執行役員 清水 博
所 在 地	大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号
設 立 年 月	1889 年(明治 22 年) 7 月

以 上



グリーン適格性評価書

貸付人：株式会社名古屋銀行

借入人：株式会社名古屋リース

2024年6月27日
日本生命保険相互会社

■ はじめに

- 日本生命保険相互会社(以下、「当社」)は、株式会社名古屋銀行(以下、「貸付人」)が株式会社名古屋リース(以下、「借入人」)に対して、グリーンローンを実施するにあたって、対象となる資金使途がグリーン適格であるかを分析・評価し、グリーン適格性評価書(以下、「本評価書」)を作成した。
- 分析・評価にあたっては、「グリーンローン原則¹」や「グリーンローンガイドライン²」が求める内容との整合性という視点も踏まえつつ、評価対象案件の「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」(以下、「本フレームワーク」)への準拠状況を確認した。
- なお、当社では、本フレームワークがグリーンローン原則・グリーンローンガイドラインと適合していること、および当社における本フレームワークの実施体制が適切に整備されていることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得³している。

■ 評価対象案件概要

貸付人	株式会社名古屋銀行
借入人	株式会社名古屋リース
金額	5億円
期間	5年0か月
実行日	2024年6月27日
最終期日	2029年6月30日
資金使途	省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入資金

■ グリーン適格性評価結果概要

項目 (Part)	評価結果	確認項目
I. 調達資金の使途	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金使途の対象となるプロジェクトが特定されている ✓ プロジェクトは適格クライテリアに当てはまる
II. プロジェクトの選定プロセスおよび評価	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロジェクトが借入人のサステナビリティ戦略と整合している ✓ 明確な環境改善効果が確認できる ✓ 環境・社会リスクの回避策、緩和策が講じられている
III. 資金管理	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 調達資金の充当計画が報告されている ✓ 調達資金が充当されたことが確認できる ✓ 未充当資金の管理方法が確認できる
IV. レポートニング	○	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金の充当状況に関するレポートニングの実施 ✓ 環境改善効果に関するレポートニングの実施
総合評価	○	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、上記の各項目に準拠していることから、グリーン適格性が認められるものと評価

¹ LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、LSTA (Loan Syndications and Trading Association) Green Loan Principles 2023

² 環境省 グリーンローンガイドライン 2022年版

³ [日本生命保険相互会社の「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」のグリーンローン原則等への適合性に係る第三者意見](#)

■ グリーン適格性の項目別評価（Part I～IV）

I. 調達資金の使途

項目	評価結果	詳細
資金使途の対象となるプロジェクトが特定されている	○	・ 省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入資金を資金使途としている。
プロジェクトは適格クライテリアに当てはまる	○	・ 「省エネルギー設備・システム（省エネ性能の高い機器・設備の導入・改修）」に該当し、適格要件も満たしている。

I-1. 資金使途の概要

評価対象となるファイナンスは、省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入資金を資金使途とする貸付である。本プロジェクトは、借入人が顧客ヘリースする設備について、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」)が代表幹事として大日本印刷株式会社との共同事業体として執行する補助金事業である「省エネルギー投資促進支援事業費補助金⁴」を活用し、顧客の省エネルギー化を促進するものである。

【図表 1】SII 指定設備（補助金概要パンフレットより引用）

省エネルギー投資促進支援事業費補助金は、経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ支援策パッケージ⁵」の1つであり、「工場・事業場型」、「電化・脱炭素燃転型」および「設備単位型」の3種類がある。本プロジェクトでは「設備単位型」を対象としており、SII が予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録および公表した右記指定設備へ更新する場合に補助金が交付される。



I-2. プロジェクトの該当クライテリア

本プロジェクトは、省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入資金であり、本フレームワークに定める適格クライテリアの「省エネルギー設備・システム（省エネ性能の高い機器・設備の導入・改修）」に該当する。対象設備の導入により、従来の設備比で△45%のエネルギー削減効果（原油換算、詳細後述）が見込まれることから、適格要件も充足している。

以上より、本フレームワークに定める適格クライテリアに該当するグリーンプロジェクトに資金使途が限定されていることを確認した。

⁴ <https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>

⁵ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/data/package_r5_231110.pdf

II. プロジェクトの選定プロセスおよび評価

項目	評価結果	詳細
プロジェクトが借入人のサステナビリティ戦略と整合している	○	・ 借入人の SDGs 宣言と本プロジェクトは整合的
明確な環境改善効果が確認できる	○	・ 省エネルギー効果：△45%（原油換算）
環境・社会リスクの回避策、緩和策が講じられている	○	・ 設備製造に伴う有害物質等の発生によるリスク、廃棄物の不適正処理によるリスクについても影響は限定的

II - 1. サステナビリティ戦略・社会課題への取り組み・本プロジェクトとの整合性

(1) 借入人のサステナビリティ方針

借入人は、「持続可能な社会を目指し、地域産業の発展と繁栄に奉仕する」という経営理念に基づき、サステナビリティ戦略として SDGs 宣言⁶を掲げ、その宣言を実践するための取り組みを推進している。また、ESG リース補助金の指定事業者⁷としても採択されており、毎年の ESG リースの実績等を公開⁸している。

名古屋銀行グループの一員として、企業活動を通じて国連の提唱する持続可能な社会の実現に向け取り組む一環として、「環境に優しい経営」というテーマのもと、補助金の活用によりリースを通じてお客様に脱炭素の取り組みを推進している。

【図表 2】名古屋リースの SDGs 宣言（借入人 HP より抜粋引用）

環境に優しい経営



- 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 9. 産業と技術革新の基礎をつくろう
- 13. 気象変動に具体的な対策を

- ・ 補助金の活用によりリースを通じてお客様に脱炭素の取組みを推進しています。
- ・ 社用車をハイブリッド車両に順次切り替えしています。
- ・ クリアファイルの使用を廃止しました。
- ・ DX推進委員会で各種書類のペーパーレス化への移行を推進しています。
- ・ 起業されたお客様を名古屋銀行グループの「創業支援バック」でサポートしています。

(2) 本プロジェクトとの整合性

省エネルギー投資促進支援事業費補助金を活用し、顧客にエネルギー消費効率の高い設備へのリプレースを推進することは、借入人の SDGs 宣言と整合的である。

⁶ <https://www.nagoyalease.co.jp/company/sdgs/>

⁷ <https://esg-lease.or.jp/supplier/>

⁸ <https://www.nagoyalease.co.jp/category/news20230606sdgs/>

<参考> 名古屋銀行のサステナビリティ戦略

【図表 3】サステナビリティに関する基本方針（貸付人のHPより引用）



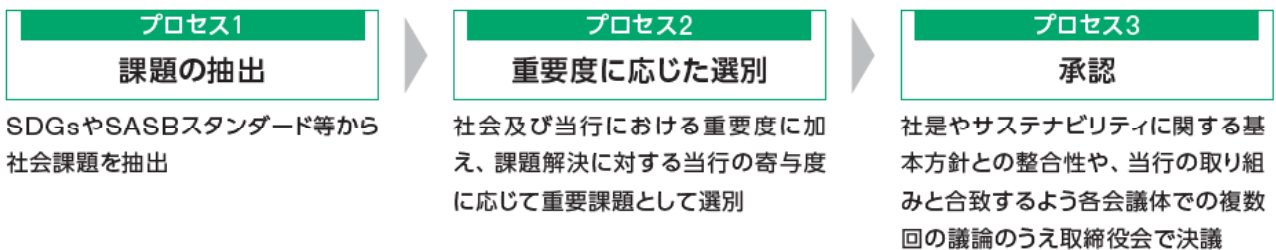
【図表 4】マテリアリティ（貸付人の統合報告書より引用）

マテリアリティ（重要課題）

「健全な地域経済の成長への支援」、「持続可能な環境保全への貢献」、「将来にわたり活躍し続ける人財の育成」をマテリアリティとして特定しました。その特定プロセスは下記に記載の通りです。



マテリアリティの特定プロセス



II - 2. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

設備	環境改善効果
省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備	✓ 年間省エネルギー効果：約 45%（原油換算で約 300kL⇒約 165kL） ✓ 年間 CO ₂ 排出量削減：約 360 t-CO ₂

・**省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の導入による環境改善効果については、年間あたりの省エネルギー効果が原油換算で約 45%、CO₂ 排出削減量が約 360 t-CO₂ と想定される。**

本プロジェクトの環境改善効果については、今年度の補助金申請案件より以下のとおり試算。省エネルギー量の計算方法は、補助金の公募要領⁹に定められた「省エネルギー量計算の手引き¹⁰」に従い、SII が指定する計算式を用い、メーカーから提供される「製品情報証明書」および想定稼働時間を踏まえて算出。既存設備の性能は、導入予定設備の一代前モデルの性能値を用いて算出。

【図表 5】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 申請案件

No.	設備名	物件購入代金 【千円】	現状エネルギー 使用量 【原油換算 kl/年】	設備導入後想定 エネルギー使用量 【原油換算 kl/年】	省エネルギー量 (省エネ率) 【原油換算 kl/年】
1	印刷機械	165,000	121.5	84.9	36.6 (30.1%)
2	プラスチック加工機械	128,000	53.3	21.1	32.2 (60.3%)
3	プラスチック加工機械	196,000	121.8	57.0	64.8 (53.2%)
	計	489,000	296.6	163.0	133.6 (45.0%)

想定 CO₂ 排出削減量については、「省エネルギー量」に燃料の使用に関する「排出係数¹¹」を乗じて、以下のとおり試算。

・省エネルギー量 133.6 (kl/年) × 排出係数 2.67 (t-CO₂/kl) = **356.7** (t-CO₂/年)

⁹ https://sii.or.jp/setsubi05r/uploads/r5h_st_01_kouboyouryou_2.pdf

¹⁰ https://sii.or.jp/setsubi05r/uploads/r5h_st_21_shouenekeisan_seisan_2.pdf

¹¹ 燃料の使用に関する排出係数：原油 (t-CO₂/kl)

なお、昨年度の実績は以下のとおりであり、実績値は補助金申請時の計画値よりも上振れしているとのこと。今後、仮に対象設備の変更が生じた場合や、次年度申請案件においても、同等の環境改善効果が期待されるものと想定される。

【図表 6】省エネルギー投資促進支援事業費補助金 2023 年度取扱実績（参考）

No.	設備名	従前エネルギー 使用量 【原油換算 kl/年】	設備導入後 エネルギー使用量 【原油換算 kl/年】	省エネルギー量 (省エネ率) 【原油換算 kl/年】
1	プラスチック加工機械	52.1	16.8	35.3 (67.7%)
2	プラスチック加工機械	38.0	13.8	24.2 (63.7%)
3	プラスチック加工機械	33.7	9.7	24.0 (71.3%)
4	プラスチック加工機械	8.1	2.9	5.2 (64.2%)
5	工作機械	6.7	5.1	1.6 (23.7%)
	計	138.5	48.2	90.3 (65.2%)

II - 3. プロジェクトがもたらす環境・社会リスク

<省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入で考えられるネガティブインパクト>

省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入にあたって想定される一般的な環境的・社会的なネガティブインパクトは以下のとおりである。ネガティブインパクトの抽出に際しては、対象設備の製造過程における事象も考慮している。

- ① 機器の製造過程において発生する有害化学物質等の一般環境への排出
- ② 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響

<本プロジェクトのネガティブな影響と借入人の対応策>

本プロジェクトで想定される環境的・社会的なネガティブインパクトと、それに対する対応策は以下のとおりであり、想定されるネガティブインパクトは軽微、あるいは適切に対処されていると判断できる。

考えられるネガティブインパクト	『プロジェクトにかかる環境社会リスク一覧』で該当するリスクカテゴリ	リスクの評価／対応策
①	資源効率と汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクとしては、設備の製造に伴う有害物質等の発生による環境への悪影響が想定される。 ✓ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金の補助対象設備については、予めメーカーおよび製品型番が指定されており、登録にあたってはSIIによる所定の審査を要することから、相応の対策がなされていると考えられる。 (登録要件例：製造物責任法(PL法)に規定する製造業者等)
②	資源効率と汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクとしては、旧設備の廃棄に伴う産業廃棄物の発生による環境への悪影響が想定される。 ✓ 当該リスクに関しては、借入人はリース満了物件の3R（リユース・リデュース・リサイクル）100%を目標として掲げており、リース満了物件は適切な処理を行い、環境への負荷を抑えるとのことであり、リスクが軽減されるものと考えられる。

以上より、本プロジェクトは借入人のサステナビリティ戦略と整合的であり、十分な環境改善効果が見込まれ、評価手法の妥当性についても問題ないと考える。また、本プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており、ポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

Ⅲ. 資金管理

項目	評価結果	詳細
調達資金の充当計画	○	・ 2025 年 1 月末までに 293 百万円、2026 年 1 月頃までに残額を充当予定。
調達資金の追跡管理	○	・ 貸付人・借入人間で締結予定の覚書第 2 条①において、調達資金が計画どおりグリーンプロジェクトに充当されることについて、借入人に確約を求める。 ・ 対象設備購入代金の領収書を受領し、資金充当を確認する。 ・ 資金管理については、借入人の経営統括部にて行う。
未充当資金の管理方法	○	・ 貸付人・借入人間で締結予定の覚書の第 2 条①において、未充当資金がある場合は、その金額または割合と充当予定時期を報告することについて、借入人に確約を求める。 ・ 全額プロジェクトへ資金が充当されるまでは、金額・割合・充当予定時期について少なくとも年に一回、報告することとなっている。

Ⅲ－１．調達資金の充当計画

評価対象となる貸付は、省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入代金支払に充てられる。

今年度の補助金申請案件のうち、2 件分の支払いを 2025 年 1 月頃に予定しており、計 293 百万円が充当される。残額については、複数年度事業扱いとなっている 1 件（196 百万円）および次年度申請案件として、2026 年 1 月頃までに 207 百万円を充当見込みとの報告を受けている。

Ⅲ－２．調達資金の追跡管理

Ⅲ－２－１．確約事項

以下のとおり、貸付人・借入人間で締結予定の覚書の第 2 条①において、調達資金が計画どおりグリーンプロジェクトに充当されることについて、借入人に確約を求めている。

第 2 条（確約事項）

甲は、本契約締結日以降、以下の各号を遵守することを確約します。

①本契約に基づき乙より借受ける資金を以下に定める目的のためにのみ使用し、それ以外の目的のために使用しないこと。

資金用途	省エネルギー投資促進支援事業費補助対象設備の購入資金
------	----------------------------

Ⅲ－２－２．貸付実行後の資金管理・借入人側の業務分掌

資金管理は、借入人の経営統括部にて行う。

資金充當時の証跡については、対象設備購入代金の領収書を受領のうえ確認する予定である。

Ⅲ－３．未充当資金の管理方法

評価対象となる貸付は、2026年1月頃迄に全額充当される予定。全額プロジェクトへ資金が充当されるまでは、金額・割合・充当予定時期について少なくとも年に一回、借入人に報告義務があり、貸付人・借入人間で締結予定の覚書の第2条④にも記載がある。

第2条（確約事項）

甲は、本契約締結日以降、以下の各号を遵守することを確約します。

④甲は、ア)、イ)、ウ)については、本契約に基づき借受けた資金を上記①に記載の資金使途にすべて充当するまで、エ)については、本契約に基づく債務を完済するまで、それぞれ毎年3月31日を期日として、乙に以下の各号を報告すること。なお、甲が乙に対して、本④に基づく報告の期日の変更を申し入れた場合は、乙との協議の上、甲乙間の合意により、これを変更することができるものとします。

ア) 本プロジェクトの概要

イ) 本プロジェクトへの充当金額

ウ) 上記①記載の資金使途に充当していない金額があるときはその金額または割合と充当予定時期

エ) 本プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果

以上より、調達資金の追跡管理が可能であることを確認した。

IV. レポーティング

借入人のレポーティング項目

項目	評価結果	詳細
資金の充当状況に関するレポーティングの実施	○	<ul style="list-style-type: none"> 貸付実行時に、本プロジェクトの概要・充当予定金額を、借入人のウェブサイトで一般に開示（本評価書）。 貸付実行後、未充当資金がある場合は、その金額または割合、充当予定時期につき、借入人に報告を求める。
環境改善効果に関するレポーティングの実施	○	<ul style="list-style-type: none"> 貸付実行時に、本プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果を、借入人のウェブサイトで一般に開示（本評価書）。 貸付実行後、償還までの間少なくとも年に 1 回、プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果につき、借入人に報告を求める。

貸付実行後の一般への開示については、貸付実行時に、本プロジェクトの概要、充当予定金額、本プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果を、借入人のウェブサイトを開示（本評価書を開示）することとしている。

貸付実行後の定期的な報告については、償還までの間少なくとも年に 1 回、プロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果について、借入人に報告義務があり、貸付人・借入間で締結予定の覚書の第 2 条④にも記載がある。未充当資金がある場合は、その金額または割合、充当予定時期についても同様に、借入人に報告義務がある。（前述の覚書第 2 条④参照）

以上より、借入人のレポーティング内容に問題が無いことを確認した。

■本評価書に関する重要な説明について

- 本評価書の内容は、当社が現時点で入手可能な公開情報、借入人から提供された情報や借入人へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、将来における実現可能性、ポジティブな成果等を保証するものではない。
- 当社が本評価に際して用いた情報は、当社がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性等については独自に検証しているわけではない。また、当評価書の誤り、脱漏、不適切性若しくは不適切性、若しくは不十分性、またはこれらの情報や使用に起因または関連して発生する全ての損害、損失または費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含む)について、債務不履行、不法行為または不当利得その他請求原因の如何や当社の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務または責任を負わないものとする。本評価書に関する一切の権利・利益(特許権、著作権その他の知的財産権およびノウハウを含む)は、当社に帰属する。当社の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部または一部を自己使用の目的を超えて使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳および翻案等を含む)し、または使用する目的で保管することは禁止されている。
- 本評価書に関する一切の権利は当社に帰属する。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳および翻案等を含む)、または使用する目的で保管することは禁止されている。

以上